経常費用	
資金調達費用	
コールマネー利息	
売現先利息	
借用金利息	
社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益	
（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
（又は当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益	
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益	
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額を言う。以下この様式において同じ。）を銭単位で注記すること。

3　上記のほか、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

⑵　連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
当期純利益	
（又は当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することが出来る。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と合わせて記載することができる。